

板橋区荒川将来像計画有識者会議設置要綱

(令和7年10月15日区長決定)

(設置目的)

第1条 本要綱は、将来の荒川下流における川づくり計画の策定に関する基本的な事項、その他、かわづくり、地域づくりに係わる重要な事項を定めるとする荒川の将来を考える協議会規約第3条の趣旨に基づき、「荒川将来像計画地区別計画【板橋区】」を策定するにあたり学識経験を有する者の意見を聴く場として設置する荒川将来像計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）の組織、委員、有識者会議、庶務その他有識者会議の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(有識者会議の委員及び組織)

第2条 委員は、荒川に関する学識や知見を有する者のうちから、板橋区長が委嘱する。

- 2 委員は4人以内で組織する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員の代理出席は認めない。
- 6 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 座長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第3項に定める期間とする。
- 8 座長は、会務を総理する。
- 9 座長に事故があり、参加できないときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(有識者会議の庶務)

第3条 有識者会議の庶務は、土木部みどりと公園課（以下「事務局」という。）において処理する。

(報償)

第4条 有識者会議の委員への報償費の額及び支払方法は別途定める。

(有識者会議の招集)

第5条 有識者会議は、板橋区長の要請を受け、座長が招集する。
ただし、座長が選任されていないときは、区長が招集する。

(議事要旨)

第6条 有識者会議の議事については、事務局が議事要旨を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

（有識者会議の公開について）

第7条 有識者会議については、原則、非公開とする。

（有識者会議資料等の公表について）

第8条 有識者会議に提出された資料等については速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、有識者会議に諮り、公表しないものとする。

（雑則）（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、土木部長が定める。

付則

この要綱は、令和7年10月15日から施行する。